令和6年度 十日町市立下条中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法(平成 25年法律71号以下「法」という。)第13条の規定に基づき、この「十日町市立下条中学校いじめ 防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

- (1) いじめに対する基本的な考え方
 - ①いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係による他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する(いじめ防止対策推進法第2条)

②基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人間としての基本的な権利を著しく侵害し、その心身の 健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危 険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての生徒がいじめを行わないこ と、及び他の生徒に対して行われるいじめを見逃すことがないように、いじめの防止等のた めの対策を行う。

SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を知った時に、心身に苦痛を感じる蓋然性の高いものを「いじめ類似行為」とし、いじめと同様に扱う。蓋然性とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のことをいう。なお、本人がいじめ類似行為に気づいていない場合には、そのことを伝えるかどうかは、保護者と学校が相談して決める必要がある。(新潟県いじめ等の対策に関する条例よりR2.12.25 施行)

③いじめの禁止

誰であっても、いじめを行ってはならない。

④学校の責務

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことに努める責務がある。そのため、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

- (2) いじめ防止等のための取組方針
 - ①いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。
 - ②いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
 - ③学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
 - ④校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、 いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
 - ⑤保護者・地域住民に、学校のいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめ(以下「ズボン下ろし」を含む)の防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

- ①いじめの未然防止のための取組
 - ア 学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないこと に組織的に取り組む。
 - イ 教育活動全体を通して、生徒の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係調整能力を高める。
 - ウ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充 実を図る。
 - エ 生徒が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む生徒会活動の充実を図る。
 - オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。
- ②いじめの早期発見のための措置
 - ア いじめ調査等、いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調 査を次のとおり実施する。
 - ・ 生徒対象のいじめアンケート調査 (4月、9月、1月、随時)
 - 週の振り返りアンケート(毎週1回)
 - ・ 生徒対象の教育相談を通じた調査(5月、9月、随時)
 - ・ 保護者対象のいじめアンケート調査(学校評価)(6月、11月、随時)
 - イ いじめ相談体制
 - ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周 知を図るなど、相談体制を整備する。
 - スクールカウンセラーや市教育センター相談員と直接的な連携を図る。
 - ウ いじめの防止等の対策のための教職員の資質向上 いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防 止等に関する教職員の資質向上を図る。
- (2) いじめ防止等の対策のための組織の設置
 - ①設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうための組織(以下「組織」という。)として、「いじめ(不登校)対策委員会」を設置する。

②構成員

校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、市教育センター職員、必要に応じて自校の教職員や外部関係者

③役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の 中核となる。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を 行う。
- エ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共 有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保 護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

4)取組

- ア いじめの早期発見に関すること (アンケート調査、教育相談等)
- イ いじめの未然防止に関すること。
- ウ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒や保護者・地域住 民の理解を深めること。
- エ いじめの発生時の対応に関すること。

・会議は定例会を週1回開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) いじめ発生時の措置

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに管理職へ報告し、事実を確認する。また、 生徒への事実確認は複数で行う。
- ②当該情報を基に、生徒指導主事を中心にして組織としての対応策を協議して、職員の共 通実践を進める。
- ③いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒を確実に守って保護する。また、必要に応じ別 室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④いじめを受けた生徒の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今 後の学校との連携についての保護者の考えを確認する。
- ⑤いじめを行った生徒へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行 為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を 育む指導をする。保護者へは、事実を正確に伝え、対応への助言と学校との連携を継続 的に行う。
- ⑥いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑦いじめに関係する保護者に、関係する情報と学校の対応を説明する。
- ⑧その他の生徒に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において関係する生徒とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨いじめに関係する生徒と保護者に係る情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止 を図る。(1つの事案に対して、最低3か月は対応を継続する。)
- ⑩犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど重大事案については、市教育委員会及び所 轄の警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 等を想定する。
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると 認めるとき。(相当の期間とは年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠 席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

- ①学校が調査主体となった場合の対応
 - ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専 門家を加えた組織による調査の体制を整える。
 - イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
 - オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ②学校の設置者が調査主体となった場合の対応 設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

重大事態として疑われたとき、また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと

いう申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携

- (1) 犯罪に相当するいじめ事案等の定義
 - ①重大事態に相当する事案
 - ②当該いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事案
 - ③児童ポルノ関連を含めたインターネット上のいじめについて匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有しており、一刻を争う事態が生じ得る事案
- (2) 犯罪に相当するいじめ事案等発生時の対応

上記(1)①、②、③の事態が発生した場合、学校は直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。